

広島県告示第百七十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号の規定によつて、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

なお、平成二十年広島県告示第九百十一号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）は、廃止する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 次の表(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(い) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	(ろ) 令和元年国土交通省告示第七百五十三号（以下「第七百五十三号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目	(は) ○年
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は中等教育学校	第七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	一年

注 (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
-----	-----	-----	-----

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令（昭 和十八年勅令第三 十六号）による中 等学校	一年	第七百五十三号告示の第一一号又は第二号に規定す る科目	○年
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	二年	第七百五十三号告示の第一一号又は第二号に規定す る科目。ただし、同告示第一一号及び第二号中「二 十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	一年
	一年	第七百五十三号告示の第一一号又は第二号に規定す る科目。ただし、同告示第一一号及び第二号中「二 十単位」とあるのは、「十単位」とする。	二年

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修
学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による
各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開
発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修
業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、そ
れぞれの区分に応じ、同表(に)に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	(い)	一年	(は)	(に)
	第七百五十三号告示の第一一号又は第二号に規定す る科目	○年		
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	(ろ)	三年	第七百五十三号告示の第一一号又は第二号に規定す る科目	○年
		二年	第七百五十三号告示の第一一号又は第二号に規定す る科目。ただし、同告示第一一号及び第二号中「二 十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	一年

	一年	
	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。	
		二年

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)前に令和二年広島告示第百七十二号(建築士法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者)別表(イ)欄に掲げる学校において同表(ろ)欄に掲げる課程(修業年限が同表(は)欄に掲げる年数であるもの)に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業したもの

六 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十三号)の施行の日から施行する。